

締約国に関する情報
I R

イラン・イスラム共和国

附属書 B 1
I R

一般情報

国内官庁の名称	Intellectual Property Center (Islamic Republic of Iran) (知的所有権センター (イラン・イスラム共和国))
所在地及び郵便のあて名	3, Phayazbakhsh Str., Khayam Str., Imam Khomeini Square, Tehran 11146-78111, Islamic Republic of Iran
電話番号	(98-21) 6674 1035
ファクシミリ装置	(98-21) 6670 0867
電子メール	irpct@ssaa.ir
インターネット	http://iripo.ssaa.ir/
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	受理しない
国際出願に関する通知を電子メールで送付するか?	送付しない
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか? (PCT規則82.1)	受理しない
イラン・イスラム共和国の国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択により, 知的所有権センター (イラン・イスラム共和国) 又はWIPO国際事務局 (附属書C参照)
イラン・イスラム共和国が指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	知的所有権センター (イラン・イスラム共和国) (国内段階参照)
イラン・イスラム共和国を選択できるか?	できる (PCT第II章に拘束)
PCTに基づき取得可能な保護の種類	特許
国際型調査に関するイラン・イスラム共和国の規定	なし

[次頁に続く]

I R	イラン・イスラム共和国 (続き)	I R
国際公開に基づく仮保護	なし	
イラン・イスラム共和国が指定（又は選択）されている場合の有益な情報		
イラン・イスラム共和国が指定（又は選択）されている場合に発明者の氏名（名称）及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載するか、又はPCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に提出することができる	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？	なし	